Asset Based Lending 保証

売掛金や商品等が 担保 に生まれ変わる!!

ABL保護を利用して

がしいえばませ

切り開く時代がやってきた!!!

1 資金調達の幅が広がります

不動産でなく売掛債権・棚卸資産を担保にお借り入れができ、資金調達の幅が広がります。

2 資金繰りに余裕が持てます

根保証の場合、上限額(極度額)の範囲内であれば、必要なとき、必要な額のお借り入れが簡易な手続きにより可能となり、資金繰りに余裕が持てます。

3 保証料率を低く設定しました

ご利用者の調達コストを考慮し、保証料率を0.68%と基準保証料率の中央値である1.15%と比べ低く設定しました。



流動資產担保融資保証

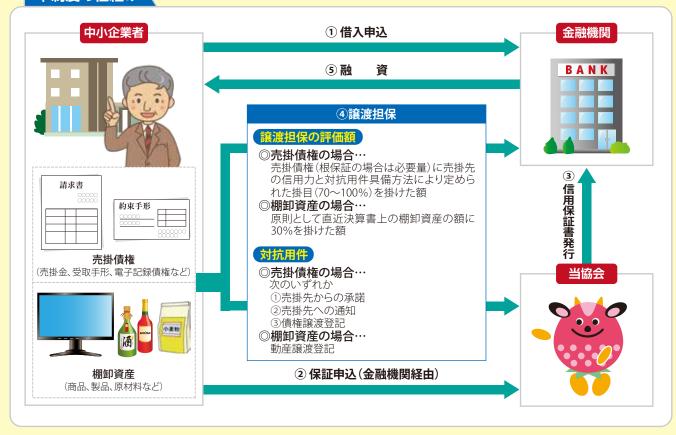
(通称:ABL保証)

本制度は、中小企業・小規模事業者のみなさまが有する売掛債権や棚卸資産を担保として取り扱うことができる体制を整え、資金調達の多様化と資金繰りの円滑化を図ることを目的としています。

ご利用いただける方	事業者に対する売掛債権(電子記録債権含む)または棚卸資産を担保として有効活用する中小企業者		
保証限度額	2億円(借入限度額は2億5千万円)	責任共有対象	対象
資 金 使 途	運転資金・設備資金	貸付形式	個別保証の場合 手形貸付 根保証の場合 当座貸越
保証期間	個別保証の場合 1年以内 (根保証の場合) 1年	返済方法	個別保証の場合 一括返済 根保証の場合 約定返済または随時返済
連帯保証人	不要	担保	個別保証の場合 売掛債権 根保証の場合 売掛債権・棚卸資産(※)
貸付利率	金融機関所定利率	保証料率	0.68%

[※]棚卸資産を担保とする場合のご利用者は法人に限ります。

本制度の仕組み





本 所

TEL.028-635-2121

〒320-8618 宇都宮市中央3丁目1番4号 栃木県産業会館内

足利支所

TEL.0284-70-6339

〒326-0821 足利市南町4254番地 1 足利市ステーションビル2F

令和6年4月発行